

西東京市社会教育委員設置条例

平成13年6月29日

条例第200号

改正 平成26年3月31日条例第12号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき西東京市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数及び委嘱の基準)

第2条 委員の定数は、13人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事由があるときは、その任期中であつても解嘱することができる。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 特別の事項につき必要があるときは、第2条第1項の規定にかかわらず臨時に委員を委嘱することができる。

2 前項の委員は、その任務が終ったとき解嘱するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の西東京市社会教育委員設置条例(以下「旧条例」という。)の規定による社会教育委員である者は、この条例による改正後の西東京市社会教育委員設置条例の規定による社会教育委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による社会教育委員の残任期間とする。